

事 務 連 絡
令和 8 年 1 月 9 日

各 都道府県
市 町 村 介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

令和 7 年度税制改正に伴う介護保険料の標準段階に係る
基準の見直しについて（その 3）について

日頃より、介護保険行政の適正な運営に尽力いただき、御礼申し上げます。

令和 7 年度税制改正における給与所得控除の最低保障額引上げへの介護保険制度の対応について、先日「令和 7 年度税制改正に伴う介護保険料の標準段階に係る基準の見直しについて（その 2）及び Q & A の送付について（令和 7 年 10 月 21 日厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）」にてお示ししたところですが、当該事務連絡にてお示しした具体的な見直し事項について一部修正がございますので、別添 1 のとおり修正後の見直し事項をお示いたします。

各都道府県、各市町村におかれましては、御了知のうえ、システム改修等の必要な対応を行っていただきますようお願いいたします。

記

（別添 1）令和 7 年度税制改正に伴う介護保険料の標準段階に係る基準の見直しについて
（その 3）

【照会先】

厚生労働省老健局介護保険計画課企画法令係

担 当：古賀、池谷

電 話：03-5253-1111（内線：2260、2937）

令和 7 年度税制改正に伴う介護保険料の標準段階に係る基準の見直しについて（その 3）

※「令和 7 年度税制改正に伴う介護保険料の標準段階に係る基準の見直しについて（その 2）及び Q & A の送付について（令和 7 年 10 月 21 日厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）」でお示しした内容からの変更箇所を下線を引いております。

1. 令和 7 年度税制改正大綱について

○ 令和 7 年度税制改正の大綱（令和 6 年 12 月 27 日閣議決定）（抄）

一 個人所得課税

1 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応
（地方税）

（1）給与所得控除

給与所得控除について、55 万円の最低保障額を 65 万円に引き上げる。

2. 令和 7 年度税制改正による介護保険被保険者の所得や市町村民税の課税の有無への影響

（1）第 1 号保険料の標準段階における所得基準

合計所得金額	第 1、2 及び 4 段階：介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。）第 22 条の 2 第 4 項第 1 号に規定する合計所得金額	第 6～13 段階：令第 38 条第 1 項第 6 号イに規定する合計所得金額
市町村民税の課税の有無	第 1～3 段階：令第 38 条第 1 項第 1 号イ（1）に規定する、属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が、当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法（昭和 25 年法律第 262 号）の規定による市町村民税が課されていない者（以下「市町村民税世帯非課税者」という。）	第 4 及び 5 段階：令第 38 条第 1 項第 4 号イ及び第 5 号イ並びに第 39 条第 1 項第 4 号イ及び第 5 号イに規定する、本人が保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者（以下「本人非課税者」という。）

（2）具体的な影響

○ 令和 7 年度税制改正において、給与所得控除（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 2 項に規定する「給与所得控除」をいう。以下同じ。）について最低保障額を 55 万円から 65 万円に 10 万円引き上げる見直し（以下「令和 7 年度見直し」という。）が行われた。

○ 令和 7 年度見直しによる影響として、

- ・ 令和 7 年中の給与等の収入金額（同項に規定する「給与等の収入金額」をいう。以下同じ。）が 55 万千円以上 65 万千円未満である者は、令和 7 年度見直しにより給与所得控除額が（令和 7 年中の給与等の収入金額－55 万円）引き上がる
- ・ 令和 7 年中の給与等の収入金額が 65 万千円以上 161 万 9 千円未満である者は、令和 7

年度見直しにより給与所得控除額が 10 万円引き上がる

- ・ 令和 7 年中の給与等の収入金額が 161 万 9 千円以上 190 万円未満である者は、令和 7 年度見直しにより給与所得控除額が {65 万円－ (令和 7 年中の給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律 (令和 7 年法律第 13 号) による改正前の所得税法別表第五 (以下「改正前の別表第五」という。※) の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額)} 円引き上がる

(上記について、以下「引上げ額」という。) と考えられる。

※別紙の通り。

- この結果として、令和 7 年中の給与等の収入金額が 55 万千円以上 190 万円未満である者の一部については、
 - ・ 給与所得控除が引き上げられたため、給与所得額を含む合計所得金額が減少する
 - ・ 被保険者本人の合計所得金額が減少することにより、令和 8 年度の市町村民税非課税となり、本人非課税者となる
 - ・ 被保険者の世帯の世帯主及び世帯員のうちのある者の合計所得金額が減少することにより、当該者が令和 8 年度の市町村民税非課税となり、被保険者が市町村民税世帯非課税者となる
- ことが生じ、その場合に一部の被保険者の標準段階の移動が生じる。

3. 税改の影響を踏まえた見直しの方針

(1) 合計所得金額の判定

- 給与等の収入金額が 55 万千円以上 190 万円未満である第 1 号被保険者の合計所得金額 (令第 22 条の 2 第 4 項第 1 号及び令第 38 条第 1 項第 6 号イに規定) について、改正前の令に基づき算定した合計所得金額に引上げ額を加算した額を用いることとする。

(2) 市町村民税の課税・非課税の判定

- 令和 7 年度見直しの影響により市町村民税課税の有無が変わりうる第 1 号被保険者及び世帯内に当該課税有無が変わりうる者がある第 1 号被保険者については、介護保険の第 1 号保険料の標準段階の判定に当たって、市町村民税世帯非課税者及び本人非課税者の判定を行う際に、令和 7 年度見直し前の給与所得控除の算定方法を用いた判定となるよう、以下の措置を行う。
 - ・ 市町村民税世帯非課税者 (令第 38 条第 1 項第 1 号イ (1) に規定) の判定に際しては、世帯内に、令和 7 年度見直しの影響により令和 8 年度に非課税となった者がいる場合には、その者は同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。
 - ・ 本人非課税者 (令第 38 条第 1 項第 4 号イ及び第 5 号イ並びに第 39 条第 1 項第 4 号イ及び第 5 号イに規定) の判定に際しては、令和 7 年度見直しの影響により当該者が令和 8 年度に非課税となった者に該当する場合には、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

- ※ 令和7年度見直しの影響により令和8年度に非課税となった者は以下のとおり。
 令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であり、かつ、令和7年の合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている者（令和7年の給与等の収入金額が55万千円以上190万円未満である者に限る。）であって、
- ・ 地方税法第295条第1項第2号に規定する障害者、未成年者、寡婦又はひとり親（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）に該当し、135万円から令和7年の合計所得金額を控除して得た差額が引き上げ額以下である者
 - ・ 地方税法第295条第1項各号に該当しない者であって、同条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から令和7年の合計所得金額を控除して得た差額が引上げ額以下である者
- ⇒上記の者は令和7年の合計所得金額が市町村民税の非課税の基準額を下回り非課税となったが、市町村民税の非課税の基準額と判定に用いた合計所得金額との差額が引上げ額以内である場合は、令和7年度見直しの影響により市町村民税課税の有無が変わったと考え、当該者については非課税ではないものとみなす。

（3） 介護保険システム上のフロー

【合計所得金額の判定】

①対象者の特定

- ・ 給与等の収入金額が55万千円以上190万円未満の者を特定する。

②引上げ額を算定

①で特定した対象者について下記のとおり各給与等の収入金額に応じて引上げ額を算定する。

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万千円以上65万千円未満である者

- ・ (令和7年中の給与等の収入金額－55万円)円

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万千円以上161万9千円未満である者

- ・ 10万円

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9千円以上190万円未満である者

- ・ [65万円－{令和7年中の給与等の収入金額－(令和7年中の給与等の収入金額を改正前の別表第五の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額)}]円

③合計所得金額へ引上げ額を加算

①で特定した対象者について、当該者の合計所得金額に引上げ額を加算する。

④第1号保険料の算定

上記加算後の合計所得金額を用いて第1号保険料を算定する。

※給与等の収入金額については新たに税務（個人住民税）システムから介護保険システムに連携する必要。

【市町村民税の課税・非課税の判定】

①対象者の判定（1回目）

ア 税務（個人住民税）システムから連携された税情報上で令和8年度に市町村民税非課税の者

かつ

イ 給与等の収入金額が55万円以上190万円未満の者

かつ

ウ 令和7年度住民税課税の者

を特定する。

②引上げ額を算定

①で特定した対象者について【合計所得金額の判定】②と同様に引上げ額を算定する。

※ ①ウの条件については、「介護保険法施行令の一部を改正する政令の施行準備に係る留意点等及び介護保険条例参考例について（令和8年1月9日厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）」に記載の減免を行わない市町村においては不要。

③市町村民税の非課税基準額の判定及び対象者の判定（2回目）

本人類型が障害者・寡婦・ひとり親・未成年（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。以下「障害者等」という。）に該当するかを判定し、次のア、イに従い、対象者の判定を行う

ア 障害者等に該当する場合（本人類型が障害者・寡婦・ひとり親・未成年であって、当該者の合計所得金額が135万円以下である場合）

- ・ 合計所得金額と135万円との差額が、②で算定した引上げ額以下となった者を特定する。

イ 障害者等に該当しない場合

- ・ 合計所得金額と非課税基準額{(条例で定める基本額) × (同一生計配偶者+扶養親族数+1) + 10万円 + (条例で定める加算額)}との差額が②で算定した引上げ額以下となった者を特定する。

④市町村民税課税者としてのみなし

③で特定した対象者について、介護保険制度上は令和8年度市町村民税課税である者とみなす。

⑤第1号保険料の算定

上記みなし後の課税非課税の別を用いて、第1～3段階の市町村民税世帯非課税者並びに第4及び5段階の本人非課税者に該当するか判定し、第1号保険料を算定する。

※「給与等の収入金額」、「障害、寡婦、一人親、未成年該当」、「扶養人数」、「同一生計配偶者の有無（人数）」の情報については、市町村によっては、新たに地方税システムから介護保険システムに連携する必要がある。

(4) 留意事項

○ 上記(1)及び(2)の措置は、令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者であり、かつ、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者に限る。住所地特例制度の対象者や転入者などについては適用しない。